

令和 3 年 8 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 3 年 8 月 23 日	午後 2 時
	閉 会	令和 3 年 8 月 23 日	午後 3 時 15 分

2 出席委員等

橋 本 教 育 長 小 畑 委 員 千 委 員

安 岡 委 員 藤 本 委 員

3 欠席委員

鈴 鹿 委 員

4 出席事務局職員

木上 教育次長

山本 教育監

大路 管理部長

吉村 指導部長

相馬 高校改革推進室長

石澤 総務企画課長

仲井 教職員人事課長

山田 特別支援教育課長

芝崎 総務企画課主幹兼係長

岡 総務企画課主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

7月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 新型コロナウイルス感染症について

【山本教育監の報告】

○ 前回、7月13日の教育委員会では、京都府のまん延防止等重点措置が7月11日までで終了し、その後は不要不急の帰省や旅行等の往来の自粛、飲食店等への21時までの営業時間短縮の要請等が実施されることを報告したが、その後、8月2日に再び京都府がまん延防止等重点措置区域となり、さらには、8月17日には政府において京都府にも緊急事態宣言が発出されることとなった。

感染者は、7月下旬から感染が急拡大しており、8月19日は406人、20日は548人、21日は547人、昨日22日には542人であった。

この間、まん延防止等重点措置を講じていたが、直近の感染状況や病床使用率が予断を許さないこと、また、デルタ株への置き換わりが進んでいることなどから、国と緊急事態措置についての協議の上、政府において緊急事態宣言が発出され、京都府でも再び緊急事態措置を実施することとなった。

同措置の対象区域は京都府全域、対象期間は8月20日から9月12日まで24日間、実施内容については、外出の自粛等、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等、職場への出勤等事業者への要請、公共交通機関等への働きかけの5点である。

中学校、高校への要請としては、各学校の実態を踏まえ通学時等の密を避けることのほか、クラブ活動においては、感染防止対策を徹底し、原則、自校生徒で校内のみ、2時間以内、宿泊禁止等が要請されている。

次に府立学校の対応について説明する。

この間、府立学校に対して、3件の通知を発出した。

1件目は、京都府がまん延防止等重点措置の適用となることが決定した7月30日に通知を発出し、感染リスクの高い教育活動を行う際の注意点や部活動を行う際の原則等を示したものである。

2件目は、全国的に感染拡大が顕著で、京都府においても感染が急拡大し、児童生徒の感染がこれまでにないペースで報告されているため、緊急事態宣言が発出される前の8月11日に発出し、感染リスクの高い教育活動や宿泊を伴う教育活動は原則行わないことのほか、部活動については、段階的に制限をかけるものである。

3件目は、緊急事態措置期間に入る前日の8月19日に発出しており、同通知の要旨について説明する。

府立学校における児童生徒の感染者数は、6月が9人、7月は25人、8月は22日現在で165人となり、京都府において感染が急拡大する中、府立学校の児童生徒の感染者も急増している状況である。

第2学期の始業は、予定では8月24日から27日にかけて半数以上の府立学校が始業日を迎えることとなっていたが、感染急拡大の状況を踏まえ、8月19日付けで緊急の対応を要請した。

対応例としては、南部地域の府立高校の多くが8月24日から27日にかけて2学期の始業日としているが、これを同月30日に延期すること、また、その間の夏季補習や部活動、学校説明会等の全ての教育活動を停止し、生徒を登校させないこととしている。ただし、全国大会やそれにつながる大会、また、そのための練習については、感染防止対策を徹底した上で実施可能としている。

また、時差登校等、通学時の密を避ける対策について、各学校の状況に応じて、より具体的な対策を検討するよう求め、さらには、今後、感染の拡大が更に進み、万一臨時休業せざるを得ない状況になった場合を想定し、学習保障や連絡手段の観点から、オンラインの活用を一層進めることを求めた。

一方、府立特別支援学校については、高校と比べ、感染者数の急増は見られず、また、学校休業の際の子どもの居場所の確保に配慮が必要なことなどから、感染防止対策を更に強化・徹底し、予定どおり始業することとしている。

ただし、学校の状況に応じ、可能な範囲で午前中授業や始業時期変更等の対応も検討していただいている。

以上が、この間、府立学校に対して通知をしてきた内容である。

なお、市町教育委員会に対しては、府立学校の対応を示しながら、引き続き感染防止対策の徹底をお願いしているところである。

小中学校の感染者数については、報告にタイムラグがあるが、6月が11人、7月は39人、8月は22日現在で143人と報告を受けている。

京都府の感染者数も児童生徒の感染者数も、下がることなく増えてきているところであり、先の見えない状況ではあるが、できる限りの感染防止対策を徹底しながら、子供たちの教育活動を保障するためにも、最適解を模索しながら進めていきたい。

【質疑応答】

○ 藤本委員

2学期始業後、学校で爆発的な感染が起きることも予想され、非常に厳しい状況と捉えている。そうしたことを想定したとき、打つ手は限られてくるが、学びを止めない視点では、オンライン授業については、学校が休業という事態になってからスタートするのではなく、早い時期から、そうした事態を想定しながら、取り入れる体制の準備、また、共通認識をしっかりと持たせることが必要と思う。

もう1点は、高校の場合は、時差登校、昼食時の過ごし方等を学校が決めるのではなく、生徒たちがしっかりと話し合い、生徒会として、どうすべきかを考えていくべきではないかと思う。高校生であれば、考えて実行していく力は十分にあると思う。例えば、時差登校ではどうすればよいか、なぜ必要なのかといったところを生徒たち自身が主体者の立場で、また、教育の一環としても一緒に考えていく姿勢が必要ではないかを感じる。

○ 橋本教育長

オンラインの形は当然一つの手立てと思う。大学等では実際行われており、実施したいと思うが、例えば、高校の場合はタブレットも入っていない状況である。

昨年の一斉休業のときは、そうした中でも、学校によっては完全に授業の代替にはならないが、スマートフォンを使用するほか、民間のアプリを利用しながら、一定のオンラインの教育活動は行っていたので、そういうことをこれからも行っていくことになると思う。

一方、小中学校については、タブレットが整備されており、市町の教育長と話している中では、1学期で慣れてきて、市町によっては家庭への持ち帰り等を準備されているところがあり、おそらく今回の事態で一層そういったことへのチャレンジが進んでくると思う。

タブレットの整備環境からすれば、今は小中学校の方がやりやすい面もあると思っている。いずれにしても、本当に大切な手段手法になると思うので、前向きに検討していきたいと思っている。

○ 安岡委員

デルタ株がまん延する中で、子どもたちの感染が増えているということは、デルタ株が特に子どもたちに感染しやすいということではなく、全体の感染者数が増えているため、子どもたちの感染も増えているという認識である。

そのような中で、学校等で一人の陽性者が出た場合、周辺者のPCR検査、抗原検査を幅広く行い、クラスターが起これないように見守っていかねければならないと思う。

また、陽性者が出て、一部の学級を閉鎖した場合、授業速度の全般的なバランスが取れなくなってくる。そういったことを含め、その範囲というものが必要になってくるのではないかと思う。

○ 小畑委員

学校の夏季休業は8月30日まで延長するが、9月12日までの緊急事態措置も更に延長されるかもしれない状況であるため、学校始業後はしっかり対策を講じていかなければならない。

そういう意味で、オンライン授業については、約1年前から一生懸命準備してきたものであり、こうした非常時にしっかりとそういうものを使いこなし、教育が途切れないようにしていくことが大事だと思う。

そして、抗原検査でもいいが、そうした検査を頻度高く行うべきと思う。

例えば、オリンピックでは、そういうことを実際行っており、学校に来る前に検査し、発見を早くすれば、学校での感染拡大は防げる。

特に高校の教室は、小中学校と比べて密であると感じており、すぐに感染が広まるようにみえる。

検査を徹底して、子どもたちの感染拡大、さらには、そこからの保護者への拡大を止めていかなければならない。

そのためには、予算も必要であるが、国がそうした動きになってないため、京都府だけができるのかという話もあるが、そのぐらいの覚悟を持って、対策を講じていく必要があるのではないか。

次に、資料の中に小中学校の第2学期始業式日程が示されているが、同日程表に記載された日程は、府立高校と同様に延期する場合の日程か、それとも従

前から予定していた日程なのか。

○ 山本教育監

元々予定していた日程である。ほとんどの市町が予定どおり始業すると聞いている。

○ 小畑委員

府立高校は始業を8月30日まで延期するが、各市町の小中学校については、従前に決めたスケジュールどおりで始業するということか。

○ 橋本教育長

小学校の低学年や特別支援学校は、学校が休業となった場合、昨春にあったように、居場所をどうするのかが問題になり、簡単に休みにすることができないという事情も大きいと思う。

1学期では部活の中で広がるのが全くなく、また、家庭内で感染があった場合も、全員が陽性になるというケースはあまりなかったが、最近は随分変わり、部活の中又は家庭で1人感染者が出れば、あっという間に感染が広がっている。

学校での授業については、1学期は全く大丈夫であり、また、この間補習等を行っても問題なかったが、今後、2学期において、ある程度密な状況で授業を行い、本当に大丈夫かどうか、今はまだ見えていない状況である。

もし広がるようなことがあれば、かなり思い切った手立てで休業も考えざるを得ないと思っている。

P C R検査については、極論で言えば、毎日全員が受けなければ意味がないが、それは厳しい。一方で保健所の負担も大きくなり、疫学調査ができなくなっている状況もある。

濃厚接触者の範囲等も学校と我々教育委員会の方において、どこまでを対象にするか考えないといけない状況になっている。

これまでもかなり慎重にしてきたが、広く網をかけ、登校させず、P C R検査を受けるようにして、また、部活動で陽性者が出た場合は、これまでも増して慎重に多くの生徒が検査を受けられる形で運用していきたいと考えている。

○ 小畑委員

小中学校の児童生徒にはiPad等の支給があるが、高校生の場合はB Y O Dということで私物を使うことになっているが、アンケート調査などをしなければ、クラスのうち何人が実際に持っているか分からないのではないか。

○ 橋本教育長

そのことに関しては、一部無償貸出の制度もあるが、来年度の1年生からは全員に購入していただくことになる。今年度においては、先行実施校を除き、持っていたり、持っていなかったりであるので授業を受けることは想定していない。

○ 小畑委員

今年度については、持っていないことが当然という状態か。

○ 橋本教育長

そういう状態になる。

○ 千委員

感染が拡大する中で、感染防止としてオンラインも増えていくが、こうした

コロナ禍の状況が収束し、状況が良くなったときに、今行っている対策等を放置しないようにしていただきたい。

物事は良くなれば、忘れてしまい、また、状況が悪化すれば、大騒ぎをすることになりかねないため、これから先、コロナ禍に変わる新たな難局を迎えるかもしれない、できることは続けて行っていただきたいと思う。

○ 橋本教育長

状況の変化というのは激しいが、状況をよく見ながら、また、少し先もある程度想定しながら、大切な対応というものを続けられるよう頑張っていきたいと思う。

イ 令和２年度京都府教育委員会内部統制評価報告書の概要について

【石澤総務企画課長の報告】

○ まず、内部統制とは何かを説明する。

令和２年４月１日付けの地方自治法の一部改正により、地方公共団体における地方行政のガバナンスの役割を強化するため、令和２年度から新たに内部統制制度の導入が求められることとなり、その評価結果を内部統制評価報告書として作成し、監査委員の意見を付して議会に提出することが義務付けられた。

もう少し、かみ砕いて説明すれば、日々の行政事務を行う中で、様々なミスや不適切な事案が生じるリスクがあるが、身近な例では、財務事務における支払遅延、契約内容の不備等が起き得ると考えられる。

こうした事例は、定期監査等で指摘又は注意を受けるが、これを職員それぞれ個人の意識に頼るということではなく、しっかりと組織で未然防止できるよう、予め明確なルールや手続を設け、組織内の全ての職員が、そのルールに基づいて業務を遂行し、また、それが機能しているか毎年度評価するというもので、こうしたプロセスや仕組みを整備するといったものである。

当該地方自治法の改正については、知事以外の執行機関等に対する制度の適用を規定したものではないため、教育委員会としては法の適用を義務付けられるものではないが、人員、予算とも非常に大きな組織であるため、教育委員会においても、内部統制制度の効果等を踏まえ、ガバナンス強化を図るために独自の取組として、令和２年度から内部統制制度を導入し、運用を開始したところである。

その対象事務については、財務に関する事務として規定し、この度、令和２年度の各所属における内部統制の結果を取りまとめ、教育庁内において評価を実施したものである。

評価対象所属は、教育委員会内の府立学校も含めた81所属である。

続いて、その評価結果について報告する。

教育委員会全体の内部統制については、内部統制の６つの基礎的要素である「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ＩＣＴへの対応」の各分野において、それぞれ権限や事務処理の進め方など、適切な規程整備を行っている。

業務レベルの内部統制については、各所属の日々の行政事務の中で、優先的に取り組む共通のリスク項目を定め、月次チェックや複数チェックを実施する

など、適切なリスク対応策が設定されており、整備上の不備は認められなかった。

一方、内部統制を運用した上で、結果として不適切な事案を発生させた運用上の不備については、例えば、支払遅延、職員それぞれの諸手当の誤支給等の不備が確認されたが、いずれの事案も各所属における内部統制の取組を推進したため、この評価期間内に全て是正され、内部統制の基準日において不備はしっかりと解消されており、評価報告書に記載すべき重大な不備に関する事項はないと記載している。

総括としては、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制において、それぞれ適切な取組がなされ、各所属において、内部統制の取組推進により適正な処理への是正が行われており、内部統制制度は有効に整備され、概ね有効に運用されていると評価した。

今後の予定としては、京都府の監査委員へ内部統制評価報告書を提出し、監査委員の意見を付して、9月府議会定例会に提出する予定である。

【質疑応答】

○ 小畑委員

教育委員会の予算の執行が適正かどうかを監査するものであると理解してよいか。

○ 石澤総務企画課長

元々想定されるリスクをリストとして項目化しており、その項目に沿って、各所属において、そのリストごとにできているかできていないかをしっかりと評価し、こうした作業を行った上で、全体の取りまとめを行うといった制度運用である。

収入・支出・契約・財産・その他に分類し、リスク一覧を記載している。

例えば、収入では収入の調定をすべきもの、債権管理をすべきものなどの項目を記載し、支出では支出の年度が間違っていないか、支給の遅れがないかといった項目をリスト化している。

○ 橋本教育長

財務事務に関しては、会計課の検査、また、監査委員による監査があり、これで十分に調べられるが、この中で本当に間違いが起きないようにするため、内部でしっかりとチェックする仕組みが、法に基づいて導入された制度であり、昨年度がその1回目となる。

○ 安岡委員

自ら実施することは大事であり、また、今回が初めての取組となるが、今後毎年度実施する中で形骸化しないことを望む。

そうした中で、評価報告において、不備があった点は当然に改善が必要となるが、改善報告書といったものは提出するのか。

○ 石澤総務企画課長

不備があった点については、どういった改善を行ったか、また、今後に向けて、そうした不備が起こらないようにどういう対策を講じたのかということについて、その項目ごとに内部資料として取りまとめている。

(4) 議決事項

- ア 第22号議案 京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則及び京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- イ 第23号議案 令和4年度京都府立特別支援学校幼稚部・高等部等第1学年生徒等募集定員について
- ウ 第24号議案 令和4年度京都府立中学校第1学年生徒募集定員について
- エ 第25号議案 令和4年度京都府立高等学校第1学年生徒募集定員について
- オ 第26号議案 通学区域の調整について

【山田特別支援教育課長の説明】

- 第22号議案について、今回の改正については、京都府立高等学校等設置条例の一部を改正する条例が令和3年9月1日から施行され、京都府立井手やまぶき支援学校が設置されることに伴い、関係する規則について所要の改正を行うものである。

まず、京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則であるが、この規則は、府立高等学校及び特別支援学校の分校、課程及び学科等を定めている規則である。

第2条に府立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置を定めており、井手やまぶき支援学校については、小学部、中学部及び高等部を設置することとし、また、高等部の学科については、普通科を設置することとしており、第2条の表の京都府立八幡支援学校の項の次に京都府立井手やまぶき支援学校を加えることとしている。

次に、京都府立学校の管理運営に関する規則である。

この規則は、府立学校の管理運営の基本的事項について定めているもので、第2条第2項で、「学校教育法第72条に規定する者に対する教育のうち、特別支援学校が行うものは次の表のとおりとする」とされている。

学校教育法第72条は、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする」と特別支援学校の目的を定めている。

この条文に規定する者に対する教育のうち、各府立特別支援学校で主として行う教育を規則で定めている。

井手やまぶき支援学校については、主として行う教育として、「知的障害者に対する教育」及び「肢体不自由者に対する教育」を行うものとし、京都府立八幡支援学校の項の次に加えることとしている。

この規則の改正については、井手やまぶき支援学校が設置される令和3年9月1日から施行したいと考えている。

また、資料には、それぞれの規則の新旧対照表を付けているので参考とされたい。

- 第23号議案について、京都府立学校の管理運営に関する規則第32条の規定により、令和4年度京都特別支援学校幼稚部・高等部等第1学年生徒等の募集定員を定めようとするものである。

資料に各学校の募集定員を記載しているが、学科については、昨年度からの変更はない。

高等部の募集定員については、特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級卒業予定者数等を踏まえ、定めているところであり、特別支援学校中学部の卒業予定者が募集定員を上回る場合、また、新設特別支援学校開校時に通学区域等も考慮し、定員を調整することとしている。

令和４年度については、新設特別支援学校「井手やまぶき支援学校」が開校し、また、宇治支援学校中学部卒業予定者が従来の募集定員と同数程度となる状況にあり、定員の調整を行っている。

井手やまぶき支援学校については、現在、南山城支援学校に在籍している児童生徒のうち、半数余りが行くことになる。昨年度までの南山城支援学校の募集定員は30人であったが、現在の南山城支援学校中学部の卒業予定者、通学区域内の中学校特別支援学級卒業予定者数等、また、新設学校の開校ということも踏まえ、南山城支援学校、井手やまぶき支援学校の定員をそれぞれ20人にしようとするものである。

また、宇治支援学校については、中学部の卒業予定者数が、従来の募集定員30人と同数程度となるため、40人にしようとするものである。

なお、高等部普通科にあっては、入学希望者数が募集定員を上回る場合であっても、可能な範囲において、弾力的な対応をしている。

【相馬高校改革推進室長の説明】

- 第24号議案、募集定員については、昨年度と変更なく、洛北高等学校附属中学校80人、南陽高等学校附属中学校40人、園部高等学校附属中学校40人、福知山高等学校附属中学校40人の募集定員を定めようとするものである。
- 第25号議案について、資料「令和４年度京都府公立高等学校募集定員（案）について」に基づき説明する。

令和４年３月の公立中学校卒業見込生徒数は19,347人で、前年度と比べ262人の増である。

募集定員については、中学校卒業見込生徒数を踏まえつつ、ここ数年の公立高校の選抜結果、中学生の進路希望状況や進路実績等を勘案し、各地域の状況を踏まえ、公立と私立、公私協調して、適正な定員策定に努めることを基本としている。

公立高等学校募集定員については、前年度に比べ全日制で130人の減、定時制及び通信制は増減なしで、洛北高校附属中学校、南陽高校附属中学校、園部高校附属中学校、福知山高校附属中学校及び京都市立西京高校附属中学校からの内部進学者を除き、合計12,485人の募集定員を定めようとするものである。

議案に計上している府立高等学校募集定員については、全日制9,955人、定時制640人、通信制280人の合計10,875人である。

募集定員の変更点については、山城通学圏の久御山高校、田辺高校及び木津高校の全日制普通科がそれぞれ40人減、宮津天橋高校（宮津学舎）の全日制（単位制）普通科が10人減としている。京都市・乙訓通学圏、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏では増減はない。

その他については、昨年度から変更はない。

- 第26号議案について、一部の学科・専攻について、当該学科の特色や地域事情等を考慮し、当該学科等の通学区域以外の地域からも志願できるようにするもので、前年度と変更はない。

【質疑応答】

○ 藤本委員

第23号議案で府立特別支援学校の幼稚部、高等部等第1学年生徒等募集定員が示されているが、高等部は中学部の学校と同じところにあるという理解でよいのか。

また、来年度、井手やまぶき支援学校が開校するが、府全域として、定員が常に満杯の状態なのか、地域によっては、ゆとりがある状況なのか、その実態を教えてください。

○ 山田特別支援教育課長

特別支援学校については、一つの学校の中に、小学校と同等の小学部、中学校と同等の中学部、高等学校と同等の高等部がある。特別支援学校の高等部には、同校の中学部から高等部に進学する生徒たちのほか、同地域の中学校に通学している特別支援学級に在籍するような生徒たちが、中学校卒業時点で特別支援学校高等部に入学する場合がある。

募集定員に関しては、全国的にも京都府内でも特別支援学校の児童生徒数はかなり増加傾向であるため、定員を超えた希望状態であるが、そのあたりは柔軟に対応している。

○ 藤本委員

特別支援学校高等部には、中学校に在籍していた生徒も入学するという理解でよいのか。

○ 山田特別支援教育課長

募集定員については、特別支援学校中学部在籍の生徒と特別支援学校以外の中学校から入学する生徒を含めた募集定員である。

特別支援学校以外の中学校から特別支援学校の高等部に入学する生徒たちの多くは、地域の中学校の特別支援学級に在籍している生徒たちである。

○ 安岡委員

特別支援学校の通学区域は定まっているのか。

柔軟な対応というのは、入学を望まれる方は全て受け入れるということか。例えば、南山城支援学校が満杯であれば、井手やまぶき支援学校に入学してくださいという対応はあるのか。

○ 山田特別支援教育課長

特別支援学校の通学区域については、募集定員の方で定めており、基本的には子供たちが保護者と一緒に居住している住所に基づき、通学区域を定めている。

例えば、南山城支援学校の通学区域となる京田辺市で、通学距離的に八幡支援学校が近い場合などは通学できるなどの若干の調整地域はあるが、基本的には通学区域の中で入学することになる。

○ 小畑委員

例えば、特別支援学校の定員10人の学科に20人の応募があり、その応募人数の入学を受け入れた場合、当該学校の教職員としては人数的に負担が大きくなると思うが、そうした場合どのように対応しているのか。

○ 大路管理部長

児童生徒数に応じて教職員を異動させて、対応できるようにしている。

○ 藤本委員

第25号議案の令和4年度京都府公立高等学校募集定員（案）で、令和4年度の中学校卒業見込生徒数は19,347人と記載され、今年度より262人多いと思うが、令和4年度の公立高等学校募集定員は今年度より130人少ない。この理由について教えていただきたい。

○ 相馬高校改革推進室長

公立高等学校募集定員は、中学校卒業見込生徒数だけではなく、各高等学校の学校規模が1年度ごとに変わらないということも一つの基準に置いている。

また、ここ数年の中学生の進路実績を踏まえ、募集定員を減らしたとしても、公立と私立高等学校を合わせて、中学生の進路が保障されることも確認した上で、募集定員を設定している。

○ 藤本委員

中学生の進路が保障されているかということが気になり質問したが、保障されているということを理解した。

○ 橋本教育長

最近は、かなり定員未充足という状況もあり、定員数はこれぐらい減らしても大丈夫という状況である。

〔原案どおり可決〕（アからオまで一括）

カ 第27号議案 令和3年度教育委員会の事務の点検・評価（令和2年度実績）について

【石澤総務企画課長の説明】

○ この点検・評価は、令和2年度実績である。

資料は2種類あり、議案本紙のほか、第27号議案資料と記載された冊子を配付しており、同冊子には点検・評価の内容を記載している。

特に冊子73頁の教育委員会の総評については、前回の研究会におけるご指摘を踏まえて記載しており、議案本紙の3頁は、その変更点についての資料となっている。

前回の研究会では、教育委員会の総評の内容を中心に議論していただき、課題についてもしっかりと明記し、今後につながることにについても記すべきだという意見をいただいた。

例えば、「新型コロナウイルス感染症への対応について」では、「従来の対面型の指導とICTを活用した指導のそれぞれの良さを活かしたハイブリッド型の教育により、個々に応じた最適な学びと学校ならではの協働的な学びの実践が求められる」といった課題を追記している。

また、「学力や人づくりについて」では、同様に今後の課題として、「増加傾向にある不登校や特別な支援を要する児童生徒など、すべての子どもたちが安心して学ぶことができるよう、これまで以上に一人一人に寄り添った取組を進めるとともに、各学校の強みを活かしながら、生徒の資質・能力と可能性を最大限伸ばすことができる魅力ある府立高校づくりを進めていく必要がある」と追記し、さらには教職員の働き方改革についても追記している。

最後の「まとめ」では、後段において、こういった課題を踏まえ、新しく策定した第2期京都府教育振興プランにしっかりとつなげていくということについて追記している。

【質疑応答】

○ なし

〔原案どおり可決〕

キ 第28号議案 府立学校校長・副校長の人事異動について【非公開】

〔原案どおり可決〕

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項キについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

